

回 覧

高 建 第 4 9 7 号
令和6年12月11日

町民の皆様へ

高森町長 草村 大成
(公印省略)

令和7年度町営住宅補充入居者の募集について

このことについて、町営住宅の補充入居者を募集致します。ご希望の方は、下記要領に従い、入居の申し込みを行ってください。

記

1 対象となる住宅

旭A団地、横町A団地、下町団地、下町A団地、下町B団地、上在団地
須坂団地、須坂B団地、駅前団地、町中団地

※上記住宅について、応募者の優先順位に基づき、空きがある住宅に入居となります。今回の申し込みは令和7年度のみ有効となります。

空きがない場合は、令和7年度中に入居できないこともございますのでご了承ください。

2 家賃について

公営住宅の家賃は、入居されている方達の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度決定します。

入居時の家賃は安い場合でも、その後収入が上がれば、家賃も上昇します。

場合によっては民間並みの家賃価格となりますので、ご自身の収入面も含めて、申し込みの検討をお願いします。

3 入居者の資格及び条件

(1) 同居者及び同居しようとする親族がある方(60歳未満の場合)。

(2) 世帯所得額に係る政令月収額が158,000円を超えないこと。

小学校未就学の始期に達するまでの同居者がある場合は214,000円を超えないこと。

ただし、特定公共賃貸住宅(旭A団地U棟・下町A団地H棟・下町B団地C棟)及び貸付住宅(町中団地)は対象外です。

所得の要件に当てはまるかどうか、一度、住宅係にご相談ください。

【1ページ目】

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
 - (4) 本町に住所又は勤務場所を有する方又は1箇月以内に住所又は勤務場所を有することとなる方。
 - (5) 納税等町民の義務を怠っていない方。
 - (6) 本人または同居者が暴力団関係者でないこと。
- ※月収額の計算式：(合計年金所得額－控除合計額÷12＝あなたの世帯月収額)

4 申し込みの方法

建設課住宅係の窓口で申込書に記入をお願いします。なお、聞取りが必要な場合がありますので、本人より申し込みを行ってください。

5 申し込み期間及び場所

- (1) 期間：令和7年1月7日（火）～2月7日（金）
土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで
- (2) 場所：高森町役場建設課住宅係

6 申込みに必要なもの

- (1) 印鑑（認印可）
- (2) 住民票の写し（※入居者全員分・外国人にあつては外国人登録証明書）
- (3) 入居者全員の令和5年1月～12月分の所得を確認できる書類（税務課発行の所得証明書等）
- (4) 保有資産の有無を確認できる書類（税務課発行の資産証明書等）
- (5) 入居予定者に障がい者の方がおられる場合は、障がい者手帳の写し
- (6) 寡婦・ひとり親世帯については、証明できる書類（戸籍謄本等）

7 入居者選考方法

高森町営住宅条例第10条及び高森町住宅条例施行規則別表で定める判定基準に基づき、応募者の優先順位を決定します。

特定公共賃貸住宅及び貸付住宅については、公開抽選により入居者を決定します。

8 入居時期

令和7年4月から優先順に入居となります。

ただし、修繕が必要な場合は、1～2ヵ月ほどお時間をいただきます。

9 申し込みにあたっての注意事項

- (1) 申し込み受付日時以外の申込みは、受付できません。
- (2) 町税や使用料等に未納がある場合は、申込みできません。
- (3) 申込み資格に関する基準日は、受付日とします。

10 入居にあたって

- (1) 入居手続きの際に、敷金として家賃3カ月分を納入して頂きます。
- (2) 連帯保証人が2名必要です（保証人の資格には一定の条件あり）。
- (3) 家賃のお支払いは口座振替及び納付書になります。
できる限り口座振替をお願いしますので、口座振替をご希望の方は、住宅係にお尋ね下さい。
- (4) 家賃を3カ月以上滞納した場合は、条例に基づき住宅を明渡していただくこととなります。

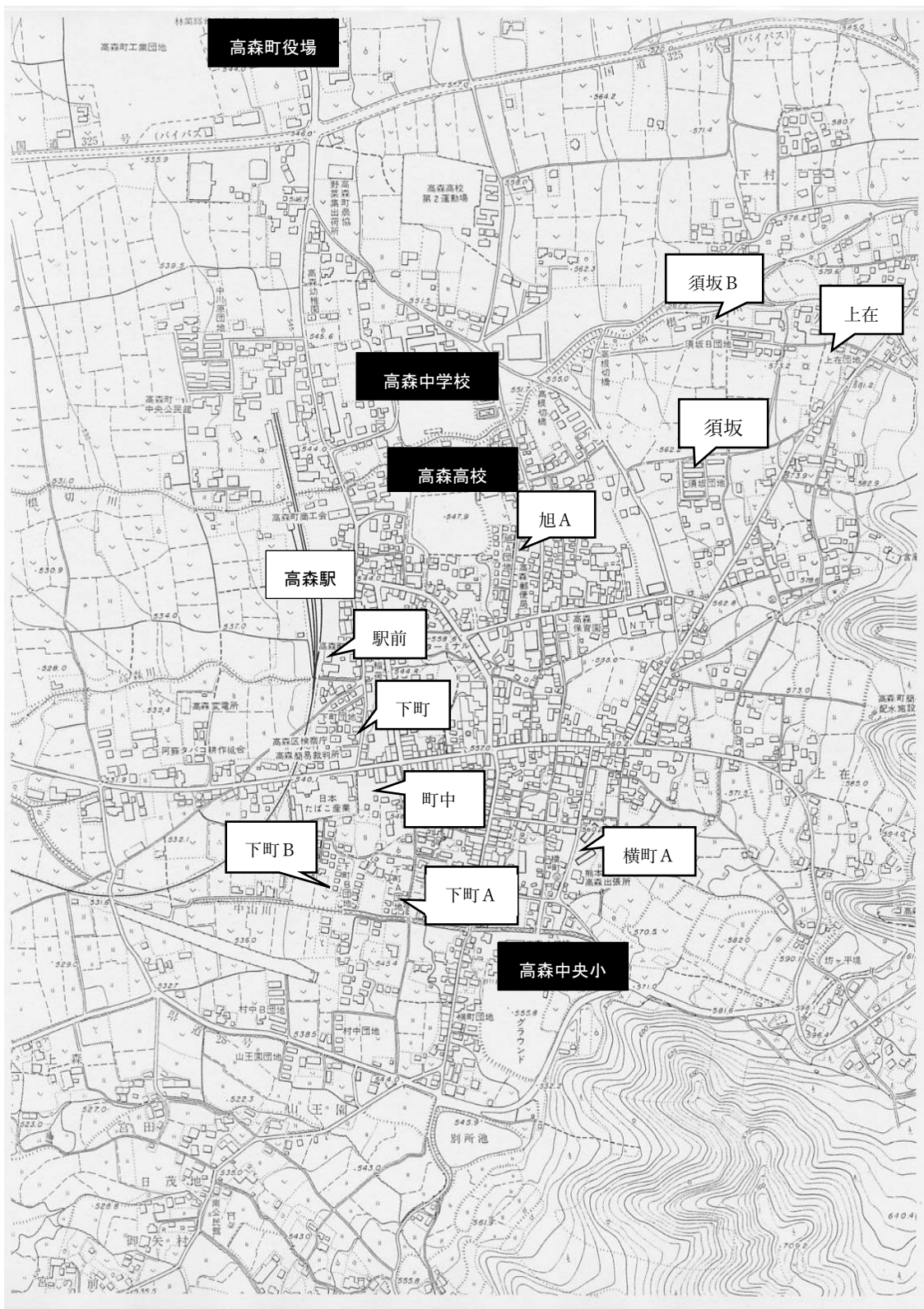
11 入居後の注意点

- (1) 町営住宅は、他の入居者の方との共同生活となります。
迷惑となる行為は禁止しています。
- (2) 町営住宅でのペットの飼育は禁止です。
- (3) 駐車場は、原則1世帯1台です。
- (4) 共益費は月額の家賃と併せて、月額2,000円お支払いいただきます。
- (5) 町営住宅の低廉な家賃については、国及び町からの補助金等により実現しているものであり、町営住宅に入居されている方は、毎年、世帯の収入に関する申告書「収入申告書」の提出が義務付けられています。
これを基に家賃が算定されますので、もし、期限までに提出がない場合は、民間並みの家賃となります。

12 お問い合わせ先

高森町役場建設課住宅係
電話0967-62-2912

1 3 町営住宅位置図



※詳しい場所等は住宅係にご連絡下さい。